

(公社)ひょうごツーリズム協会  
平成 30 年度 Wi-Fi 環境整備支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 公益社団法人ひょうごツーリズム協会（以下「協会」という。）は、兵庫県を訪れる外国人旅行者の快適な旅行環境の整備を促進するため、県内の観光施設等での無料公衆無線 LAN（以下「無料 Wi-Fi」という。）の設置に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(補助金交付対象者)

第 2 条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は第 3 条に定める施設において、第 4 条に定める事業を実施する者とする。ただし、次の各号に該当する団体及び個人は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（兵庫県暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴排条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号。）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

(補助金交付対象施設等)

第 3 条 補助金の交付対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、兵庫県内に所在する別表 1 に掲げる施設とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 1 項に規定する「風俗営業」又は同条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っている施設及びこれに類する施設を除く。

- 2 補助金の交付対象となる無料 Wi-Fi の設置場所は、補助対象施設の飲食・物販・宿泊（客室等）などの営利目的のスペースを除き、案内窓口周辺・展示スペース・待合スペースなど、公共性を有するものとして協会理事長（以下「理事長」という。）が認める場所とする。

(補助金交付対象事業)

第 4 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象施設において、別表 2 に定める基準を満たす無料 Wi-Fi 環境整備を行う事業とする。

(補助対象経費等)

第 5 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表 3 に掲げるとおりとする。この場合において、補

助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 補助事業における消費税及び地方消費税に相当する額については、補助対象経費から除く。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第 1 号)及び理事長が別に定める添付書類を理事長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第 7 条 理事長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をする。

- 2 理事長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。
- 3 理事長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第 8 条 補助事業者は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げるときは、当該通知を受けた日の翌日から 15 日以内に、その旨を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第 9 条 補助事業者は、次の第 1 号に掲げる変更を行おうとする場合は、補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第 3 号)を、第 2 号に掲げる中止又は廃止を行おうとする場合は、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第 4 号)を理事長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容の変更(理事長が別に定める軽微な変更を除く。)

(2) 補助事業の中止又は廃止

- 2 理事長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めるときは、その旨を補助金交付決定内容変更承認通知書(様式第 5 号)又は補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第 6 号)により、当該申請者に通知する。

(交付決定額の変更)

第 10 条 補助事業者は、第 7 条第 3 項の規定により通知された金額(以下「交

付決定額」という。)の変更を受けようとするときは、補助金変更交付申請書(様式第7号)及び理事長が別に定める添付書類を理事長にその指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の申請があったときは、第7条第1項及び第2項の規定に準じ決定を行い、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第8号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の遂行状況報告等)

第11条 理事長は、補助事業の円滑な執行を図るため、必要に応じ、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求めることができる。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書(様式第9号)を理事長に提出して、その指示を受けなければならない。

- 3 補助事業者は、前項の報告に基づき理事長から指示を受けたときは、直ちにその指示に従わなければならない。

(実績報告書)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書(様式第10号)及び理事長が別に定める添付書類を理事長にその指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 第9条2項の規定により廃止の承認を受けたときも前項の規定を準用する。

(是正命令等)

第13条 理事長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、指定した期日までに当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

- 2 前項の規定は、第11条第1項の報告があった場合に準用する。

- 3 補助事業者は、第1項の措置が完了したときは、第12条の規定に従って実績報告をしなければならない。

(額の確定)

第14条 理事長は、補助事業の完了に係る第12条及び前条第3項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第11号)により当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により交付すべき補助金の確定額は、補助対象経費の合計額に第5条で定める補助率を乗じた額(千円未満の端数は切捨て)又は交付決定した額の、いずれか低い額とする。

3 理事長は、確定した補助金の額が、交付決定額（第 10 条第 2 項の規定により変更された場合にあっては、同項の規定により通知された金額をいう。以下同じ。）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の交付）

第 15 条 理事長は、前条第 1 項の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金請求書（様式第 12 号）により補助金を交付する。

2 補助金の交付は、精算払いとする。

（交付決定の取消し）

第 16 条 理事長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 理事長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 13 号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 17 条 理事長は、前条第 1 項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から 15 日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 理事長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

（加算金及び遅延利息）

第 18 条 補助事業者は、前条第 1 項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条第 1 項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した遅延利息を協会に納付しなければならない。

（帳簿の備付け）

第 19 条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにし

た帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第20条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用が増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その適正管理を図ること。

2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）による期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合には、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第14号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 理事長は、前項の承認をしようとする場合において、天災等やむを得ないと認められる場合を除き、交付した補助金のうち前項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させることができる。

4 補助事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求に係る補助金を理事長に返還しなければならない。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

2 補助事業者は、補助金の交付等に関し県から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

<p>補助対象施設</p>	<p>次の各号に掲げる施設（以下「観光拠点施設」という。）とする。</p> <p>1 外国人旅行者が訪れる公共的な観光施設等（公立施設を除く。）</p> <p>※ 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）に基づく登録を受けた博物館等並びに文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、兵庫県文化財保護条例（昭和 39 年条例第 58 号）又は県内市町条例に基づく指定・登録を受けた文化財については、公共性を有するものとして該当するものとする。</p> <p>※ 社寺等の宗教施設については、年間観光入込客数 10,000 人以上の施設に限る。</p> <p>2 前号に含まれない集客・物販・宿泊等営利目的の施設（公立施設を除く。）のうち、公共スペース等において、外国人旅行者に対して無償で観光案内サービスを提供するなど、公共性を有する場合については、当該部分</p>
---------------	---

別表 2 (第 4 条関係)

<p>満たすべき基準</p>	<p>1 外国語表示</p> <p>無料 Wi-Fi に接続する際、日本語と併せて、外国語表示（英語、中国語（繁体字及び簡体字）並びに韓国語を必ず含むこと。）による認証手続きが行われること。</p> <p>2 認証方式</p> <p>利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、無料 Wi-Fi 接続時に、以下の①～③のいずれかの認証方式を原則として採用すること。（※ 1）</p> <p>なお、当認証方式への対応について、システム構築等に時間を要する場合は、平成 30 年度中に対応することをもって、当基準を満たしたものとみなす。</p> <p>①SMS 連携方式</p> <p>②SNS アカウントを利用した認証方式</p> <p>③利用していることの確認を含めたメール認証方式（※ 2）</p> <p>（※ 1）上記認証方式を適用しなくてもよいケース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における無料 Wi-Fi の開放時</li> <li>・屋内外を問わず、利用者の容姿、氏名等の確認を取ることが可能な場所での使用時</li> </ul> <p>（※ 2）メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外（訪日外国人等）はメール受信ができないため、手続きにかかる最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とするなどの対応が必要。</p>
----------------	--

	<p>3 暗号化</p> <p>無線 LAN の無線区間について、WPA/WPA2 等による最新の暗号化を設定するか、あるいは暗号化の設定を行わない場合は、利用者に対してその内容を説明し、注意喚起すること。</p> <p>4 アクセスログの保管</p> <p>接続端末の情報等のアクセスログを一定期間（目安として数か月程度）保管し、悪意ある利用が明らかになった場合に、その状況を確認できるようにしておくこと。</p> <p>5 Wi-Fi で接続している端末同士の通信遮断</p> <p>同一の無線 LAN ネットワークへの接続端末間の通信が発生しないよう、プライバシーセパレータ機能を設定すること。</p> <p>6 その他推奨すること</p> <p>(1) 設置にあたっては、総務省の「Wi-Fi 提供者向けセキュリティ対策の手引き」に記載されている内容について、十分留意すること。</p> <p>(2) Wi-Fi アクセスポイントの識別名である SSID については、設置施設側で別に指定がある場合を除き、協会が指定するものを利用することを推奨する。</p> <p>【協会が指定する SSID】 Hyogo_Free_Wi-Fi_●●●</p> <p>(●●●は Wi-Fi サービス事業者により異なる。)</p> <p>(3) Wi-Fi 認証後にリンクされるウェブページについては、設置施設側で別に指定がある場合を除き、協会が指定するサイトに転送させることを推奨する。</p> <p>【協会が指定するサイト】 <a href="http://www.hyogo-tourism.jp/">http://www.hyogo-tourism.jp/</a></p> <p>(協会ホームページ「ひょうごツーリズムガイド」)</p>
--	--

別表 3 (第 5 条関係)

1 補助対象経費

経費区分	補助対象経費の内容
機器購入費	無線 LAN (親機)、その他無線 LAN 設置に係る必要と認められる機器の購入に係る経費 ※レンタル機器のレンタル料は、対象外とする。
設置工事費	電源設置工事費、配線工事費、インターネット回線工事費、その他無線 LAN 設置に係る工事費

2 補助率及び補助限度額

区分	補助率	1 観光拠点施設あたりの補助限度額
民間施設	補助対象経費の 3 分の 2 以内	20 万円
民間施設で、国、市町等で実施する他の無料 Wi-Fi 整備に関する補助金の交付を受ける施設	補助対象経費の 2 分の 1 以内	20 万円



別に定める事項

関係条項	内 容
第6条 (交付申請)	(添付書類) 1 補助事業計画書(別紙1) 2 補助事業収支予算書兼経費内訳書(別紙2) 3 誓約書(別紙3) 4 無料Wi-Fiアクセスポイントの位置を示した図面 5 工事費等の見積書(写し) 6 法人の場合は登記事項証明書(履歴事項証明書)、個人の場合は住民票の写し(抄本) ※申請日から起算して3か月以内に発行されたもの 7 その他理事長が必要と認める書類
第9条第1項	(軽微な事業内容の変更) 補助の目的及び補助事業の効果に影響を及ぼさない範囲で補助事業の細部を変更する場合  (軽微な経費配分の変更) 補助事業費の額の20パーセント以内の変更
第10条第1項 (変更交付申請)	(添付書類) 1 補助事業計画書(別紙1) 2 補助事業収支予算書兼経費内訳書(別紙2) 3 無料Wi-Fiアクセスポイントの位置を示した図面 4 工事費等の見積書 5 その他理事長が必要と認める書類  (指定期日) 変更のあった日から14日以内
第12条 (実績報告)	(添付書類) 1 補助事業内容報告書(別紙4) 2 補助事業収支決算書兼経費内訳書(別紙5) 3 経費の明細及び支出の根拠となる書類(契約書、納品書、領収書の写し等) 4 無料Wi-Fiアクセスポイント設置箇所を掲示した場所の写真 5 補助要綱別表2に定める基準を満たすことが確認できる資料 6 その他理事長が必要と認める書類  (指定期日) 補助事業完了後30日以内(第9条第2項の規定により事業の廃止の承認を受けた場合は当該承認を受けた日から10日以内)又は平成31年3月10日のいずれか早い日